

立梅用水の地域用水利用とその実態（平成 29 年 4 月 25 日記）

水土里ネット立梅用水

I, はじめに

多気町勢和地域(旧勢和村・平成 18 年多気町と合併)には、今年通水 194 年目を迎えた立梅用水が流れている。この用水は、江戸時代後期、村の地士である西村彦左衛門(写 1)ら祖先が、大河(櫛田川)をせきとめ(写 2)、延べ 247,000 人もの人力と多額の経費を要し、全長 30km にも及ぶ農業用水(立梅用水)を作り上げた。もちろん目的は、新田を開発し米を作ることであり、この工事により沢山の米が取れるようになり、農民の窮乏を救ったと言われている。用水は森を抜け、山と平地の間を縫うように流れ、大小さまざまな水路に枝分かれして農家の庭先を巡り、田畑を潤してから再び櫛田川へと流れ込んでいく。人びとはこの用水で米を作り、野菜を洗い、防火、発電(大正 10 年～中部電力)、など地域用水としても役立ててきた。そして繰り返す歴史の中で、用水を守るべく農村の秩序を確立し、多くの農耕文化を育み、農業・農村の礎を築き上げてきた。しかし、私たちの住む多気町勢和地域は代表的な中山間地域。小規模農家が殆どで、日本の高度経済成長期と共に農業の兼業化や非農家との混住化が進み、農村の大切な集落機能である「農村協働力(地域の絆力)」の衰退が著しくなった。平成期に入り、このような集落の状況に危機感を持った水土里ネット立梅用水(立梅用水土地改良区)では、地域のコミュニティを再生すべく立梅用水の地域用水機能に着眼し、今までのかんがい目的の利用に留まらず、この機能を地域住民の暮らしや地域振興のため、広く活用していく活動を地域住民と共に始めた。



(写 1)立梅用水創設功労者 西村彦左衛門翁 (写 2) 四代目 立梅井堰(現在利用)

Ⅱ、立梅用水の維持管理と地域用水利用

(1) 水土里ネット立梅用水の組織構成(平成 29 年 4 月 1 日付)

組合員 619 名(受益面積 429ha)、総代 31 名、理事 12 名、監事 2 名、用排水調整委員 6 名、専従員 2 名、事務局 4 名からなる。

(2) 管理施設

井堰 1 箇所、発電共用区間水路 4.1km(中部電力)、幹線用水路 21.8km、松山支流 1.0km、分水ゲート 156 箇所、放水ゲート 38 箇所。

(3) 立梅用水の維持管理体制と地域用水利用

立梅用水の維持管理は、取水堰である立梅井堰及び発電共用区間水路 4.1km は中部電力に委託し、発電所から下流の幹線用水路 21.8km、松山支流 1.0km、の維持管理は、大雨等の洪水対策とかんがい作業を大別し、大雨等の放水ゲート(38 箇所)操作は用排水調整委員 6 名が担当し、かんがい用の分水ゲート(156 箇所)操作は、用水専従員 2 名が担当している。

又、立梅用水は、地域用水として表(1)に示す①「防災用水」②「観光・地域活性化用水」③「地域教育・福祉用水」④「生活維持用水」⑤「小水力発電用水」⑥「農村環境保全用水」⑦「生態系保全用水」⑧「歴史的遺産保全用水」⑨「農村協働力・自治形成用水」に利用され、地域の暮らしに役立てられている。

この地域用水としての維持・活用は、国の多面的機能支払交付金制度を活用する「多気町勢和地域資源保全・活用協議会(多様な主体 22 団体、4 支援組織)」が、水土里ネット立梅用水と連携し行なっている。



(写 3) 防災用水(消火訓練)利用



(写 4) 観光・地域活性化用水(あじさいまつり)利用



- ① 防災用水
- ② 観光・地域活性化用水
- ③ 地域教育・福祉用水
- ④ 生活維持用水
- ⑤ 小水力発電用水
- ⑥ 農村環境保全用水
- ⑦ 生態系保全用水
- ⑧ 歴史的遺産保全用水
- ⑨ 農村協働力・自治形成用水

表（1）立梅用水の地域用水利用

いずれにしても、これらの地域用水利用は立梅用水の有する慣行水利に従属し形勢されてきたものであるが、地域の人びとの利用実態からみると①用水の多目的水利によるもの、②周辺施設を含めた用水施設の多目的利用によるもの、③用水の文化価値を多目的利用するものの三種に分類することが出来る。一般的に農業農村の多面的機能の発揮は、農地を活用した生産活動に伴う潜在的なものとして理解されがちであるが、農業用水の場合には、地域の人びとの関わりのもと実際に利用され価値が必然的に理解されるものが多い。

その立梅用水の地域用水利用の実態をいくつか紹介してみる。

・ 防災用水としての活用

防災面では、立梅用水が山と平地の間を縫うように流れていることから、山地集水面積約 700 h a から流れ込む大雨時等の雨水（680 万 m³/年）を承水路として水土里ネット立梅用水の用排水調整委員が昼夜を問わず処理していることが大きい。又、立梅用水の水は昔から「用心水」と呼ばれ、地域住民の生命、財産を守るべく防火用水として利用されている。過去 20 年間に林野火災 2 件、人家火災 5 件の消火活動に立梅用水が利用され、平成 25 年度に於いても、人

家火災 1 件、林野火災 1 件が発生し、これらの消火活動にも役立てられた。立梅用水は非かんがい期に於いても毎秒 0.2/m³～0.4/m³が防火・環境用水として年中通水されており、これらの運用に当たっては、行政、消防団、地域住民、水土里ネットが協力し、平素から有事を想定した訓練を実施している。(写 3) 又、立梅用水の通水状況は、立梅用水ホームページ (<http://www.tachibai.jp/>) で公開しているほか、リアルタイムで携帯電話など通信機器を通じ、確認することができ、消防署、行政機関などと情報共有も図っている。

・ 観光・地域活性化用水としての活用

平成 5 年から、立梅用水沿いにあじさいが植えられてきた。この植栽活動は、「水と土」の保全を目的としたもので、水土里ネットと勢和地域全域の住民で構成される「あじさいいっぱい運動協議会」により 15 年の歳月を要し、用水全線や周辺の田んぼの周りなど約 3 万本にも及んだ。平成 9 年からは、毎年 6 月に農村と都市の交流促進を目的に立梅用水やその周辺の田んぼなどを活用した「大師の里 彦左衛門のあじさいまつり」(写 4) を開催し、1 万人以上の来訪者で賑わいを見せている。これらの相乗効果として、周辺には農村レストランや直売所など地域資源を活用した 6 次産業施設が住民主導で設営され、地域の活性化にも繋がっている。

・ 地域教育・福祉用水としての活用

地域の課題である少子高齢化や人口減少が危惧されるなかで、大切に守られてきた立梅用水や地域資源(水や土)を将来に渡り維持・保全していく為には、「学校教育との連携」を通じ、子供たちが郷土を愛し、誇りを持ち続けられるような人材育成が最も必要であり、教育こそが地域存続の為の大きな将来投資である。水土里ネット立梅用水では、早くから子ども達の成長過程で伝承的に学べるカリキュラムも実施してきた。例えば、保育園児は卒園式やあじさいまつりにおいて、立梅用水のイメージソングである「水土里」を歌い、五感により立梅用水を学ぶ。小学校 1・2 年生は、立梅用水から取水したビオトープでの生き物調べや農家指導による芋づくり、4 年生は社会科地域学習の単位において、「彦左衛門と立梅用水」のジャンボ紙芝居を子ども達自らが演じることでその歴史を学ぶ(写 5)。5 年生では立梅用水を利用した米づくり。このほか、中学生はボランティア活動の一環としてあじさいまつりにおける立梅用水ボー

ト下りで、船頭役を受け持ち、乗船者に立梅用水の歴史紹介を行っている。
又、平成 25 年度に勢和小、中学校が文部科学省よりコミュニティスクール(CS)の指定を受けたことを契機に、水土里ネットも地域住民と一緒に「学校教育との連携」(おまめさんかあプロジェクト)に参加し、年間 50 時間程度の単元を受け持っている。(http://seiwashigen.jp/omame/)

・小水力発電用水としての活用

水土里ネット立梅用水では、従来から実施してきた農業用水を企業と共同利用する小水力発電(大正 10 年～中部電力)の他、平成 24 年から、「立梅用水型小水力発電」の実証、実験調査(写 6)を行なってきた。この事業では、民間企業、三重県、多気町、水土里ネット、大学研究機関、多気町勢和地域資源保全・活用協議会の「産・官・学・民」で合同プロジェクトを結成し、小型で高効率、大規模な土木工事を必要としない低コストの新型小水力発電機の開発と、起きた電力は売電することなく地産地消し、農村地域活性化や農業の 6 次産業促進を目的に進めている。しかし、地産地消型の小水力発電を実施するためには、消費する地域住民の主体的な参画が最も重要となり、民チームでは、農村協働力を活かし多面的機能支払制度を推進する多様な主体(営農組合、一般社団法人、自治会等)が参加している。そして、具体的な再生可能エネルギーの活用(小水力+太陽光)と地域活性化(農業 6 次産業化・農村福祉事業・小さな拠点づくり)を図る活動が始まった。(http://www.tachibai.jp/about/#energy)



(写 5)地域教育・福祉用水(立梅用水紙芝居)利用 (写 6)小水力発電用水(発電実験)利用

Ⅲ、水土里ネットの役割と地域用水機能の発揮

平成 17 年に、立梅用水は、農林水産省東海農政局の「東海美の里百選」に「あじさいの咲く立梅用水」として認定されたほか、平成 18 年には、農林水産省の「疏水百選」にも選定されている。そして、平成 26 年に前述した立梅

用水の多面的機能を「保全し活用する価値」が評価され、実際に使用されている国内農業水利施設としては日本初となる国「登録記念物」及び国際かんがい委員会（ICID）による世界「かんがい施設遺産」にも登録された。

ここで、立梅用水の地域用水利用のために行う水土里ネットの役割について紹介してみる。まず、地域用水利用の実施にあたっては、大きく①事業計画策定②土地改良区定款・規約との整合③住民との共同活動（協議会運営）の手順を踏んでいる。この中で水土里ネットの関わり方として最も重要なことは、住民との対話に重点を置く「協議会の運営」にある。

この協議会事務局を水土里ネット立梅用水が受け持ち、過去 25 年間に「ふるさと水と土保全対策協議会」・「地域用水機能増進対策協議会」・「あぜ道とせせらぎづくり協議会」・「あじさいいっぱい運動協議会」・「あじさいまつり実行委員会」（写 7）を地域住民と共に運営してきた。現在では、これらの協議会を統括したものが、勢和地域 10 集落を一つとして取り組む広域活動組織「多気町勢和地域資源保全・活用協議会」（多様な参加主体 22 団体、4 支援組織・写 8）であり、平成 19 年から国の進める多面的機能支払交付金制度（旧農地・水保全管理支払交付金）のもと活動を実践している。

地域資源である「水や土」に最も精通し、直接管理しているのが水土里ネットであるが、地域の人びとにとっては地域資源を保全し、活用する活動となれば水土里ネットが関与することで安心して活動ができる。又、水土里ネットにとってもその軸足を地域住民のもとに置くことで、存在そのものが地域の人びとに分かりやすくなる。しいては水土里ネットの運営そのものを活性化させている。地域活動の 25 年を振り返ると、確かに忘れかけた地域の絆づくりと「農村協働力の向上」に寄与し、地域用水としての利用は、多くの人びとの関わりと共に、その利用は高度化しつつある。



(写 7) あじさいまつり実行委員会



(写 8) 多気町勢和地域資源保全・活用協議会

IV, おわりに

農業農村の多面的機能評価は、もともと国の条件不利地域施策を検討する中で多く議論され、条件不利地域を支える仕組みとして、日本型直接支払制度が生まれ、農地面積当たりの補償という考え方ができてきた。そのため、農地の生産活動に潜在する多面的機能が補助金の考え方の基準になっている。

一方、農業用水には、かんがい用水としての側面と地域用水としての側面があり、この多面的機能評価は、かんがい用水としての側面にはあるが、地域用水としての評価は低い。この点でもう少し地域用水機能に着眼し、本来、水路の拓かれた地域の歴史や地域の暮らしに応じた「地域用水の多面的利用」というものを積極的に評価すべきではなかろうか。

又、国の多面的機能評価は、全国で何兆円、何億円といった評価額であるため、何か遠い世界の話に思われ、身近に感じるができないものである。多面的機能を、客観的な指標(金額ベース)ではなく、人々が実際に、身近に感じられる事柄から評価してみると、人々にとって本当に必要なものであり、将来へ大切に繋いで行かなくてはならないものとして、認識されるのではないか。

水土里ネット立梅用水の取り組み事例から地域用水利用の実態をみると、自然発生的に与えられるものではなく、人々の働きかけにより、育まれるものであり、使えば使うほどその利用価値が増幅する可能性があるし、人々はそれをどんどん利用したくなるという特性もある。

又、これらを国の進める地域振興政策の細目と整合してみると①「多面的機能の活用」②「循環型社会の構築」③「地域環境との調和」④「地域コミュニティの構築」といったことにも当てはまる。これらのことは、まさしく「活きた多面的機能の発揮」とも言えよう。

昨今、農業・農村の果たすべき役割として「多面的機能発揮」への期待が益々高まっている。一方で、これらの基となる地域資源(水・土・里)を直接管理する水土里ネット(土地改良区)は、従来の農業用施設の管理だけに留まらず、「人と地域の資源を結びつけるコーディネイター」としての役割が十分果たすことができ、水土里ネットと地域の人びととの共同活動を通じ、眠っていた地域資源に新たな価値や機能を生み出し、日々の暮らしに役立てる。

このようなことが「水土里ネットの新たな役割の発揮」として可能であり、

努力すべきことであろう。又、今後、これら水土里ネットの新たな役割の発揮を評価する「基準」や「認証」といった制度の確立を国に期待をしたい。

このことで次世代を担う水土里ネットは、社会的評価と共に自信を持って公益としての「地域資源の保全と活用」に励むことができるのである。